

昭和57年8月の大和川大水害を契機に、「ながす対策(治水対策)」と「ためる対策(流域対策)」を柱とする大和川流域総合治水対策に着手し、その後も、3回以上浸水被害が生じた地域を浸水常襲地域に位置づけ、関係市町村との連携により対策を推進してきました。今後は、大和川流域における総合治水条例の制定や平成29年10月の台風21号による大規模な浸水被害を加味した、より充実した内水対策を目指していきます。

### ○これまで

- ・大和川流域総合治水対策の推進  
「ながす対策」  
「ためる対策」
- ・浸水常襲地域における対策の推進

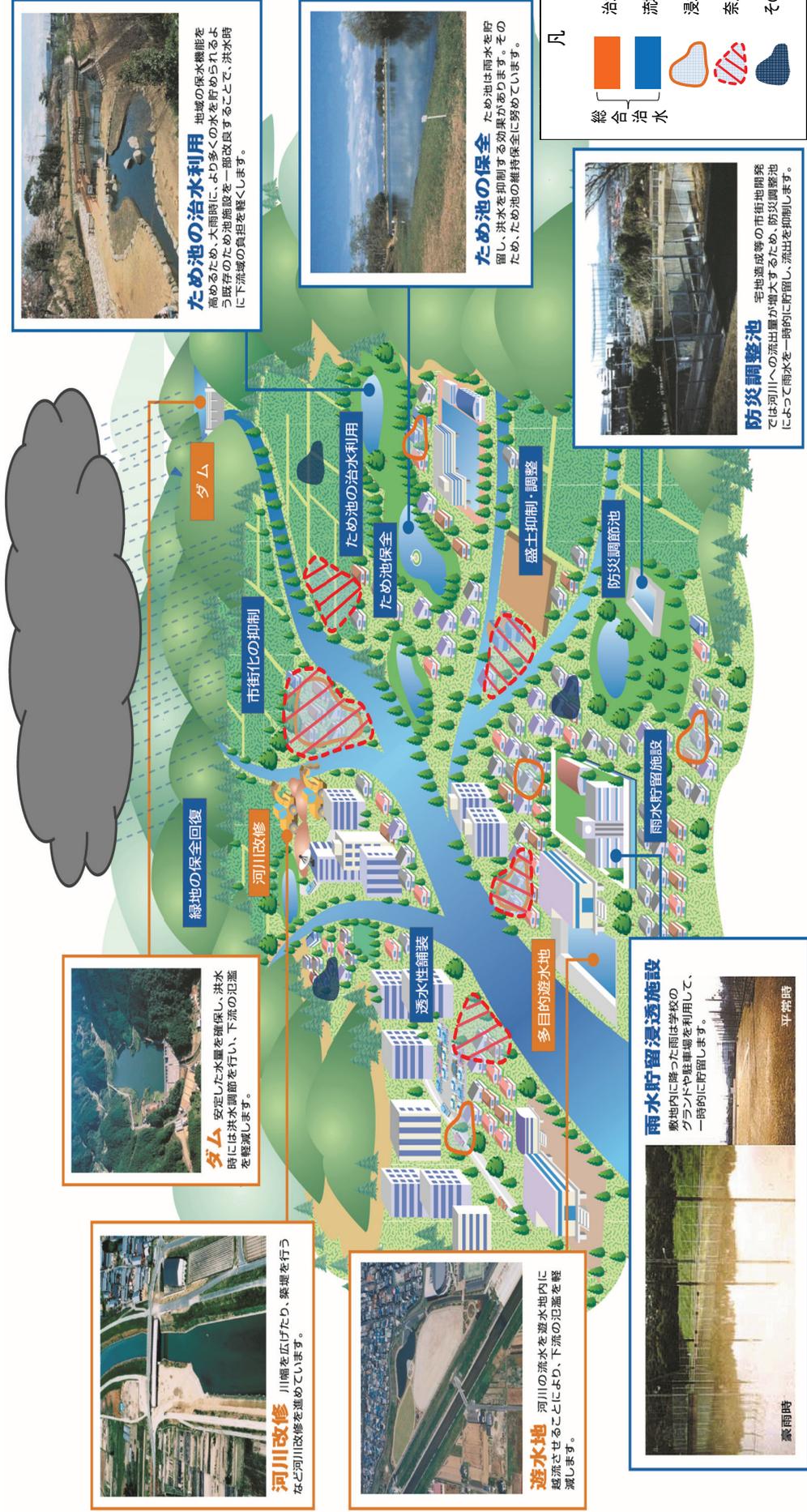
大和川流域における総合治水の推進に関する条例の制定



平成29年10月台風21号による大規模な浸水被害の発生

### ○今後

- ・奈良県平成緊急内水対策事業の推進
- ・喫緊の課題である内水被害の解消に向け市町村との連携により、各支川で対策に必要な貯留施設等を適地に整備していく



雨水貯留浸透施設  
敷地内に隣った雨は学校のグラウンドや駐車場を利用して、一時的に貯留します。

豪雨時

平常時



防災調節池  
至地震時等の市街地開発では河川への流出量が増大するため、防災調節池によって雨水を一時的に貯留し、流出を抑制します。

### 例

- 総合治水
- 治水対策
- 流域対策
- 浸水常襲地域対策
- 奈良県平成緊急内水対策地区
- その他浸水地区

# 奈良県平成緊急内水対策事業

## 全支川(県管理河川)における内水被害地区を対象に 対策に必要な貯留施設等を適地に整備していく

### ○全支川(県管理河川)における内水被害地区を対象

- (1) 浸水常襲地域における内水被害
  - (2) シミュレーション(降雨規模: 1/10又はS57. 8)による内水被害
  - (3) 台風21号による内水被害
- ※今後の実績についても加味していく

### ○必要な貯留施設等を適地に整備するための進め方

